

台風21号で被害に遭われた方へ (Ver.4)

平成29年10月22日（日曜日）から23日（月曜日）にかけて襲来した台風21号により、浸水等の被害に遭われた市民の皆様へ、相談窓口のご案内をいたします。（情報は、随時更新します。）

り災証明・り災届出証明	<p>り災証明書のこと 市内全域の家屋を対象に発行しています。ただし、被害認定調査が未実施の家屋は発行できませんので、必要な方はご連絡ください。</p>	課税課 電話：0596-21-5530
見舞金・支援金	<p>り災届出証明書のこと お車などの被害について、り災の届出があったことを市が証明するものです。被害状況のわかる写真をご持参ください。</p>	福祉総務課 電話：0596-21-5641
補助金	<p>災害見舞金（伊勢市）のこと 調査の結果、床上浸水以上と認定された住家の世帯主の方に、伊勢市災害見舞金をお渡しします。</p>	<p>三重県災害対策課 電話：059-224-2189 福祉総務課 電話：0596-21-5641</p>
保険料の免除	<p>災害見舞金（三重県）のこと 調査の結果、床上浸水以上と認定された住家の世帯主の方に、三重県災害見舞金をお渡しします。 対象者に申請書を郵送しましたので、必要事項を記入して、同封の返信用封筒により、郵送で申請してください。 提出先：三重県災害対策課災害対策班</p>	商工労政課 電話：0596-21-5512
税の減免	<p>被災家屋の復旧工事の補助金のこと 床上浸水と認定された住家（店舗併用住宅を含む）の復旧工事にかかる費用の一部を補助します。補助率20%（上限10万円）、工事費5万円以上が対象です。詳細はご連絡ください。 受付期間：平成30年6月29日（金）まで</p>	医療保険課 電話：0596-21-5554
	<p>国民年金保険料の免除のこと 床上浸水以上の被害があり、住宅や家財に損害を受けた国民年金第1号被保険者は、年金保険料が免除される場合があります。</p>	課税課 電話：0596-21-5534
	<p>市・県民税の減免のこと 床上浸水以上の被害があり、住宅や家財に損害を受けた方のうち一定基準を上回った方に、平成29年度市・県民税の減免制度の案内をしています。 また、平成30年度（平成29年分）の市・県民税を申告することで、雑損控除の適用を受けられる場合があります。</p>	<p>伊勢県税事務所 電話：0596-27-5129 電話：0596-27-5132</p>
	<p>県税の減免のこと 県税の減免については、三重県ホームページから「災害被害による県税の減免等」で検索することができます。</p>	<p>伊勢税務署（個人課税部門） 電話：0596-28-3191 ※自動音声案内「2」を選択</p>
	<p>所得税の減免のこと 住宅や家財などに損害を受けたときは、下記の有利な方法を選び、所得税の全部又は一部が軽減される場合があります。 ①所得税法による雑損控除の方法 ②災害減免法による所得税の軽減免除</p>	

保険料等の減免

介護保険サービス利用料の減免のこと

住宅に半壊又は全壊の損害を受けた方は、介護保険サービス利用料が一部減免される場合があります。

減免されると思われる方には、減免申請書を送付していますので、提出してください。

介護保険課 電話 0596-21-5560

障害福祉サービス等利用者負担額の減免のこと

住宅や家財などに半壊以上の損害を受けた方は、障害福祉サービスなどの利用者負担額が減免される場合があります。

減免されると思われる方には、減免申請書を送付していますので、提出してください。

高齢・障がい福祉課

電話：0596-21-5558

料金の減免

保育料（保育所（園）、認定こども園、幼稚園）の減免のこと

住居（賃貸含む）が全壊・半壊・床上浸水の被害に遭われた方は、保育料減免の対象となる場合があります。

こども課（保育所（園）、認定こども園）

電話：0596-21-5579

水道料金、下水道使用料の減免のこと

床上浸水と認定された建物や事業所が、泥水、汚物を洗い流し、復旧するのに必要とした水量を減量し、被災後の次回検針時の水量から、前年同月の使用水量と比べて超えた水量分を減免します。

教育委員会事務局 教育総務課（幼稚園）

電話：0596-22-7875

料金課

電話：0596-42-1501

公共料金等の納付猶予

水道料金、下水道使用料の納付猶予のこと

災害によって被災された場合で、発災以前の水道料金、下水道使用料の納付期限の猶予、または分割納付をすることができます。

料金課

電話：0596-42-1501

下水道受益者負担金の納付猶予のこと

下水道受益者負担金をお支払いいただいている方で、支払いが困難な場合に納付の猶予（3年以内）を受けることができます。

料金課

電話：0596-42-1503

福祉用具の再購入・再給付

福祉用具（介護保険特定）の再購入のこと

災害により、福祉用具が使用できなくなった方は、事前申請により、特定福祉用具の再購入をすることができます。

対象となる福祉用具はお問合せください。

介護保険課

電話：0596-21-5560

障がい者の福祉用具の再給付のこと

障害者手帳等をお持ちの方で、災害により伊勢市から給付を受けた福祉用具が使用できなくなった方は、福祉用具の再給付を受けることができます。

対象となる福祉用具はお問合せください。

高齢・障がい福祉課

電話：0596-21-5558

貸付・融資

母子父子寡婦福祉資金の貸付金のこと

被災した一人親（母子・父子）の方に対し、融資の相談をすることができます。

こども課

電話：0596-21-5561

事業資金の融資のこと

被災した中小企業、小規模事業者、農林漁業者の方は、融資の相談をすることができます。

（株）日本政策金融公庫

電話：0120-154-505

中小企業災害復旧資金利子補給補助金のこと

被災した市内の中小企業が、事業再建のため、市が認める災害復旧に関する融資を受けた場合、その融資に係る利子の一部を補助します。

商工労政課

電話：0596-21-5512

相談受付

農業被害のこと

農地、農作物、農業用機械などが被害にあった場合は、ご相談ください。

農林水産課 電話：0596-22-0370

商業被害のこと

商用機械、商用器具などが被害にあった場合は、融資制度により対応させていただきますのでご相談ください。

伊勢商工会議所 中小企業相談所
電話：0596-25-5155
伊勢小俣町商工会
電話：0596-22-3619

衛生相談のこと

浸水家屋の消毒にお困りの場合は、ご連絡ください。

環境課 電話：0596-21-5541

ボランティアの紹介のこと

お住まいの家屋の片付け、軽作業などをボランティアがお手伝いします。ご自分の力では難しい方を優先させていただきます。

伊勢市災害ボランティアセンター
(ハートプラザみその内)
電話：0596-63-6370

法律相談、登記相談のこと

専門家に無料で相談をすることができます。事前の予約が必要です。

法律相談：毎週月曜日（相談時間15分）
午後1時30分から午後3時30分
登記相談：原則毎月第2火曜日（相談時間30分）
午後1時から午後4時

広報広聴課
電話：0596-21-5515

法律相談のこと

日本司法支援センター（法テラス）で、無料で相談をすることができます。事前の予約が必要です。

収入等、保有資産が一定額以下であることが条件です。

法テラス三重
電話：050-3383-5470

発達障がい児・障がい者の支援の相談のこと

被災した発達障がい児・発達障がい者及び家族の方を対象に、困りごとについて相談をすることができます。

三重県自閉症・発達障害支援センター
れんげ（南部） 電話：0598-86-3911
あさけ（北部） 電話：059-394-3412

「こころ」の相談（電話・面談）のこと

被災された方で、不安を抱え、様々な心の不調があらわれた方は、電話や面談による相談を受けることができます。

健康課（中央保健センター）
電話：0596-27-2435

「こころ」の電話相談のこと

被災された方で、不安を抱え、様々な心の不調があらわれた方は、電話による相談を受けることができます。

伊勢保健所 電話：0596-27-5148

こころの傾聴テレフォン（10:00～16:00）
電話：059-223-5237
059-223-5238